

1917-1936 年のソビエトの家族政策と反宗教活動 —女性解放とプロパガンダポスターについての分析—

ミルチャ アントン^{*1}

^{*1} 大阪市立大学大学院生活科学研究科

Family Policy and Anti-Religious Activity in Soviet Russia, 1917–1936: Analysis of Women's Emancipation and Propaganda Posters

Anton MIRCHA^{*1}

^{*1} *Graduate School of Human Life Science, Osaka City University*

Summary

This study aims to analyze the changes in the family law system and in the structure of the mass consciousness regarding women's emancipation. This emancipation was held against the background of the Soviet state's anti-religious activity. The study focuses on the period from the October Revolution in 1917 to period of great changes in family policy which started in 1936.

It was found that almost all implemented family laws demonstrated both the state's intention for emancipating Soviet women and for gradually decreasing the power of religious institutions in Soviet society. Thus, family policy played a crucial role in changing the social order of pre-revolutionary Russia, which was based on patriarchal gender values. These values had been formed by the Russian Orthodox Church and had had a significant influence on family for many centuries.

Among the various tools of transforming mass consciousness, this study focuses on Soviet posters. They conveyed normative images manifesting how Soviet men or women should behave in the new socialistic order. This order was supposed to be gender-equal. The anti-religious theme was confirmed by the interpretation of the posters through analysis with applied methods of visual sociology.

Keywords: 家族政策, 反宗教活動, 女性解放, 法律, 社会意識, ポスター

Family Policy, Antireligious Intention, Women's emancipation, Laws, Mass Consciousness, Posters

I はじめに

1. 研究の背景と問題提起

20 世紀のロシア史において明確に区分できる段階は 3 つある。第 1 段階は 1917 年の革命までの帝政ロシア時代である。それから 70 年以上の期間にわたって社会主義の発想を実現しようとしたソビエトロシア時代である。その後、3 つ目の段階が始まる。すなわち、ソ連崩壊の 90 年以降の現代ロシア（いわゆるポ

スト社会主義の）時代に当たっているものである。

その 3 つの段階を通して激動する社会において、家族制度は非常に変貌していった。その変貌の一つ大きな結果として、ソ連期においてソビエト政府が初めて一般の女性の経済・政治的な自立、そしていわゆる女性解放の社会のありようを目指すようになった。こうしたソビエトロシアにおける家族政策の展開と

それに関わる経験を対象とする研究は、90年代以降のロシアの社会・家族政策の展開の行方とその本質を把握するために必要である。

したがって本稿は、20世紀のロシアにおいて歴史上初めて行われた女性解放と家族を変革するための政策の分析が90年代以降のロシアの社会・家族政策の展開の行方とその本質を把握するために必要な課題であると位置づける。そして、制度の変革の分析だけでなく、ソビエトプロパガンダの背景にあった社会意識の変革の分析も必要である。とりわけ革命前後はプロパガンダのためのポスターに注目する。ポスターは20世紀初めのソビエトではきわめて中心的なプロパガンダのツールだった。本稿では、家族変革の政策と女性解放政策の考察を行うと同時に、ポスターというビジュアルイメージに焦点を絞り、ビジュアル社会学の方法を用いる。すなわち、ポスターイメージ考察から初期ソビエト期の家族政策の変革の特徴を明確にすることを試みる。

2. 歴史的背景

本稿は、社会政策の一部を構成する家族政策^{注1)}に焦点を当て、ソビエト社会主義下で女性解放を目標とした家族政策を考察する。そのために、まずは家族法の特徴を踏まえ、ソ連の時期を3つの段階に分ける。それは、第1段階の1917-1936年、第2段階の1936-1954年と第3段階の1954-1991年である。家族制度やジェンダーの変化を論じる場合に、ソ連期を3つに分ける考え方は、従来のロシアの研究においても日本の論文においても基本的に同様である^{注2)}。

本稿では、特に1917年以降策定された男女平等の発想を含めた法律の特徴を示し、社会意識の変化の特徴を考察する。第1の段階に焦点を絞る理由は、当時のソビエト政府は新しい社会秩序を構築するために、女性解放を目指しつつ大いに家族を変革しようとしていたからある。ロシアの研究において、この時期は自由主義的な政策として位置付けられている¹⁻²⁾。

まずは、ソビエト政府の女性解放とそれともなう家族政策の特徴について以下で簡単に説明しておく。

レーニンがマルクス主義の発想をもとにし、ロシア歴史の流れを大きく変革した。彼の考えた社会主義が実現されたソ連社会のイメージとは、あらゆるレベルにおいて搾取のない社会だった。

ソ連社会では労働階級が社会・経済分野で社会構成の中で多数化・一般化したら、搾取する側のブルジョワ階級はなくなるはずであると考えた。同時に、社会

における平等に関する諸問題の解決に繋がるはずであるとの考えもあった。

ソ連社会においてジェンダー上で大きな変化を目指した取り組みといえば、女性解放の政策である。公的領域において、女性が男性並みに働けるようになる環境を整備さえすれば、女性の家事負担がなくなると考えられた。その整備のために、ソビエト政府は公共食生活制度や公共ランドリーのインフラ導入を重要視していた。その公共食生活制度とは、食事代がない食堂のインフラにおいて男女の労働者が共に食堂で食事をするという制度である。

このように、女性を家事の負担から解放させ、経済的・政治的に自立させることで、男女間で生ずる不平等上の問題もなくなると考えられていた。それと同時に、家族も必要ではなくなると議論されるようになる。それを代表するのは、いわゆる「家族死滅論」^{注3)}である。家族の死滅、あるいは廃止に伴い恋愛が自由化されるという「自由恋愛論」^{注4)}が1917-1936年の明確な特徴である。

すなわち「家族死滅論」とは、共産主義の社会が実現する時点で、家族がソビエト社会にとって自然に要らなくなるという考え方である。ここで注意しなければならないのは、家族制度自体が死滅することではなく、帝政ロシアのブルジョワ型の家族が死滅することである。ソビエト政府は、家族の死滅と同時に、家父長制や売春、女性の二重負担といった問題が解決されると考えていた。

帝政ロシアの家族は宗教に密接に繋がっていた。宗教、特にロシア正教は、道徳制度としておよそ10世紀^{注5)}からロシア人の日常生活の在り様を規制するものでもあった。換言すれば、宗教は結婚式の儀式をはじめ、家族形態や機能、あるいは家族内のジェンダー関係のパターンを大いに定めていた。

したがって、社会秩序を変革しようとしたソビエト政府にとって、宗教との対立は革命直後、重要な課題となった。その対立の結果、社会秩序と同時にジェンダー秩序を変革するために、ソビエト政府は布告と法律を發布する。それと同時に、社会意識を変革するために、プロパガンダの活動を展開させる。1917年11月20日に發布された「国家による報告の独占」布告によると、出版される書物や雑誌などにおける情報の投稿（プロパガンダ）の権利はソビエト政府だけが有するようになった。そのプロパガンダの一つの手段として、政府はポスターを用いた。

3. 研究の課題と主な概念の確認

このように、本研究の目的として設定するのは、初期ソビエトの1917-1936年の家族政策に焦点を当て、反宗教活動の背景で策定された法律や布告の特徴を考察することである。そのうえで、ビジュアルイメージを通して社会意識をどのように変革する試みがあったのかを明らかにしつつ分析することである。

本稿で使用されるいくつかの概念について、考察に先立ち確認する。

一つの基本的概念はジェンダーである。ジェンダーとは、ロシアにおいて80年代に欧米から受け入れた概念で、男女の社会・文化的な関係やそれに関する問題を取り上げ、解決するための重要な概念である。ソ連期を対象とするロシアのジェンダー研究者は、多くの場合、女性解放とその実現の困難さを指摘する。そして、二重負担問題などを批判している³⁻⁷⁾。

ソビエト期の女性解放とは、帝政ロシアに存在していた家父長制下で女性が抑圧されている状況を破壊し、社会主義の社会において女性を経済的・政治的と文化的^{注6)}に自立させるということである。女性解放のために打ち出された家族政策について、考え方と論点は様々であるが、以下に概念の定義をしておく。

まず注意しなければならないのは、家族政策という概念^{注7)}が当時存在しなかったことである。なぜならば、共産主義の社会が完全に構築されたら、家族という社会制度自体が死滅する、と当時の革命家が考えていたからである。帝政ロシアの家族がなくなると、家族政策が要らないという論点である。

しかし、女性解放を対象とした一連の取り組みは確かに存在していた。当時の女性解放は家族を変革するために、一つの重要な取り組みだった。

本稿で捉える家族政策とは、家族の構成員である女性を取り巻く社会的状況や社会的位置を改善するために、ソビエト政府が打ち出した布告や憲法・法律のことである。もう一方で、社会意識を変革するための試みとしてポスターを作成し提示したことも挙げられる。

家族制度をめぐる議論・概念の捉え方と方法は、ロシア⁸⁻¹⁴⁾でも日本¹⁵⁻²³⁾でも同一ではない。ロシア研究の場合は、家族が危機状態であるというアプローチ⁸⁾もあれば、家族制度が近代化しているというアプローチ⁹⁻¹¹⁾もある。それに対して日本の研究の場合は、臨床的方法²¹⁾もあれば、福祉国家論に基づく研究もある²²⁻²³⁾。ただし、後者の福祉国家論を利用する研究¹⁾は、近年のロシアでも採用されるようになったことが言

える。

しかし、どの社会と時代においても、家族制度が人口減少問題などの解決のために社会上で非常に重要な役割を果たしていることはよく認められている。これは家族をめぐる議論の中で一つの共通点である。なお、本稿でいう家族とは、個人と社会の斡旋役割を担っている社会の小集団のこととする。社会意識とは、社会で活躍する一般の人が有する「望ましい」行動のパターンで、特にジェンダー役割に対して意識のレベルにおいて定着している「標準」の考え方のことである。その考え方や態度は、特定のイデオロギーや価値観の制度によって再生され維持される。

以上のように、ジェンダー、家族政策、女性解放など主たる概念の理解にもとづき考察をすすめる。

4. 論文の構成

本稿は序論と結論、そして4章の本論から成り立っている。

本稿の第1章では、研究の背景と目的について述べ、概念の確認をする。

第2章では、本研究で用いられる家族政策論の枠組みを説明し設定する。なお、ビジュアルイメージを分析するために必要な方法についても述べる。

第3章は、先行研究の確認である。日本やロシアなどの論文の内容を確認し、1917-1936年のロシアの家族をめぐる法律を整理する。それから、反宗教活動とポスターに関する研究を確認し章の小括を述べる。

第4章は、家族政策論を通して、家族制度が劇的に変革しはじめた初期ソビエトの段階を取り上げる。策定された法律を説明し、反宗教活動の範囲に当たっているものの特徴を考察する。

第5章は、政府による反宗教活動の背景における人々の社会意識の変革に迫るものである。ポスターの分析を行い、女性に対するアピールと教会への「望ましい」態度がいかなるものだったのかを考察し明らかにする。

最後の第6章では、研究の結果とこれからの研究課題について述べる。

II 研究方法

本稿は家族政策の枠組みをベースとし、女性解放の取り組みを考察し分析する。したがって、家族政策の中でのジェンダー的な側面に焦点をあてる。なお、社会意識の変革の考察は、ビジュアル社会学の方法

を質的な分析のために用いる。この章でその2つの方法について述べる。

1. 家族政策論の枠組み

家族政策のスタンスは研究の基本的なものである。日本側から所道彦²²⁾とロシア側から Ж. Чернова¹⁾の家族政策論を使用する。

家族政策には目的、種類、外見と手段²²⁾がある。それについて簡単に説明しておく^{注8)}。

家族政策の目的として、「家族のウェルビーイングに寄与する政策」と「国家の利益に寄与する政策」が理解されている²²⁾。

種類としては給付と規制があるが、いずれも法律に設定されている。Ж. Чернова¹⁾によると、手段となり得るのは、政府による法律、経済、環境とサービスの影響である。本稿は家族政策の手段として主に法律自体に焦点を当て、1917-1936年の家族政策の特徴を考察する。

家族政策の外見は、所道彦と Ж. Чернова¹⁾が家族政策において direct (直接) の取り組みがあれば、indirect (間接) のものもあると主張している。前者の直接的に影響を与える外見は公式的に策定される法律と布告である。後者は間接的にのみ家族に影響を与える取り組みを意味しているものである。

なお、家族政策に関わっている概念は、史学や経済学、福祉社会学など様々な研究領域において取り上げられるものである。例えば、ロシアの研究では家族政策として人口・社会・ジェンダー・介護の分野に区分される考え方²⁴⁾がある。本稿は、女性解放を考察するため、論点を当時のジェンダー的な側面に絞る。

次は、家族政策のアクターについて述べる。

塩川伸明¹⁸⁾は「旧社会主義圏のように、政治が社会のあらゆる領域の統制に関心をもち、それを自己の思う方向に誘導しようと努めていた国々では、政治と家族のかかわりは特に深かった」と主張している。この主張にある政治と家族のかかわりという論点に筆者は賛成し、政府を社会政策の重要なアクターとして理解する。Ж. Черноваの家族政策の定義のところでは、変革のアクターとして政府が位置づけられている^{注9)}。また、家族学の研究者である А.Г. Вишневский⁹⁾は家族政策の研究領域において、政府はもちろん、市場や市民社会や教会をも、家族政策のアクターであると指摘している。確かに、教会はロシアの革命前の歴史において家族制度に大きな影響を与えた社会制度の一つである²⁵⁻²⁶⁾。

ただし、革命後の反宗教活動の目的は、できるだけロシア正教と他の宗教の社会的な影響を弱め、家族政策のアクターとしての役割を奪略することだった。

本稿においては家族政策のアクターとしてソビエト政府に焦点を当てる。

2. ビジュアル社会学の方法

1917-1936年の初期ソビエトは複数の手段がプロパガンダの目的で使用された。コムソモール（全連邦レーニン共産主義青年同盟）やミーティングやプロパガンダ専用文学の作品とプロパガンダのチラシの作成や小規模の芝居などがあった。

本研究はポスターに焦点を絞る。なぜなら、識字率が低かった当時の社会²⁷⁾においてポスターのようなビジュアルイメージが、社会意識の変革の面で有意義なものだったためである。Б. Миронов²⁷⁾によると、1913年に読み書きができる男性は54%だった。女性はわずかな26%しかいなかった。ゆえに、ビジュアルイメージは大きな役割を果たすことになる。

ただし、ポスターを考察する場合、ビジュアル社会学の方法の作用が必要である。

ビジュアル社会学の多くのアプローチの中^{注10)}で、特に R. Barthes²⁸⁾の Operator (写真を撮る人)、Spectrum (映っているもの) と Spectator (写真を見る人) の概念を取り上げる。R. Barthes が写真を中心にし、内容を考察していた時にその3つを使った。

つまり本稿のポスター考察でも R. Barthes の概念を援用する。Operator はポスター作成者および発注者、Spectrum はポスターに描かれている対象、Spectator はポスターをみる人として以下考察をすすめる。

しかし、ポスターは客観的な社会現実をそのまま映している写真とは異なるものである。ソビエト政府は当時の社会に存在していたジェンダーに関わっている多くの価値観を変えるつもりで、ポスターを意図的に作成していた。そのため、本稿では、政府を Operator にかわり、ビジュアルイメージを作成する Creator と位置付ける。また、ポスターの Spectrum については、多くの場合、実際に存在していない、換言すればユートピアの社会が映っている。そして新しい社会主義の社会において、教会などに対して男女がいかなる態度をとればいいのかを示している。Spectator とは一般的な人々で、その中でも読み書きができない者が主たる対象だったはずである。

ビジュアルイメージは、社会の歴史と特徴を研究す

るための重要な社会学のデータである。本稿で分析のために用いるビジュアルイメージは「ソビエト政治的ポスター:セルゴ・グリゴリヤンのコレクション」のサイトに載っているものである¹¹⁾。その電子資源の利用には2つの理由がある。第一に、セルゴ氏によって収集されたポスターは多くの書籍や記事で使用されていること¹²⁾である。第二に、ポスターがきちんと整理されており、出版された年と枚数、作者、普及した場所などのデータがまとまっていることである。

Ⅲ 先行研究の確認

ここでロシアや日本などの主たる研究論文を確認しておく。そのうえで、本研究が設定した問題領域にいかに関与できるのかを明らかにする。

1. 家族とジェンダーに関する研究

まずは家族学と家族政策学を確認し、ジェンダー学の研究において、1917-1936年の期間の家族政策が、どのように論じられているかを明確にする必要がある。

ロシア家族学の先駆者 А.Г. Харчев¹²⁾が社会学・人口学的なアプローチに立ち、ソビエト家族と女性問題を研究している。しかし、ソ連期に家族学の分野で書物を発行した 1979 年の А.Г. Харчев の主張と、ソ連崩壊後の 1994 年の論文¹³⁾の主張とは異なっている。具体的にいえば、70 年代の論文においてはソ連期の家族政策を肯定する。一方で、ソ連崩壊後 1920 年代の政策を批判的に論じている。さらに、当時の家族制度が危機状態だったと主張している。すなわち、主張のトーンが変わったことから、ソ連政府の宣伝の一つの手段だった検閲の影響が大きかったことが言えるだろう。したがって、本稿で取り上げるロシアの論文は、検閲の影響を受けていないソ連崩壊以降のものに限定する。

現代の家族学者 А.И. Антонов⁸⁾はソ連期の家族をめぐる政策を 5 つの段階に分け、法律、取り組みと事情を批判的に分析している。しかし、А.И. Антонов も現代ロシア家族学の他の研究者⁹⁻¹¹⁾もソ連の家族政策史をレビューしているが、女性解放をめぐる分析など、ジェンダー問題に焦点を当てたものがない。

ソ連期の家族の法律に関する研究としては、特に М. Антокольская²⁹⁾ や Я.Ф. Фархтдинов, Р.Р. Камалдинов³⁰⁾が挙げられる。彼らは、法学の視点か

ら家族に関わっている法律の歴史的な変革を明らかにしている。女性問題や母性、養子縁組制度などを簡単に論じ、肯定的に評価している。ただし、説明と評価にとどまり詳しい分析に至らない。ジェンダー問題と反宗教問題が間接的に触れられているにすぎない。

ソ連期の家族問題やジェンダー関係や女性の「二重負担」をはじめとする問題は О. Хасбулатова, А. Смирнова³¹⁻³²⁾, О. Воронина⁶⁻⁷⁾によってよく取り上げられている。さらに、法律を対象とした家族政策の研究もある¹⁴⁾。

ソ連期の家族政策、または女性の解放に関する取り組みについて、現代の研究での評価が多様であるものの、ロシアのジェンダー研究における評価は総じて低いといえる。基本的に、現代ロシアのジェンダーと女性研究にはロシア家族政策史の一部であるソ連期を否定的な経験として位置づける傾向がある³³⁾。政府による温情主義が革命後から顕著になり、女性が抱えていた「二重負担」の問題につながったと論じられている。ただし、全ての研究者がソ連の経験を批判しているわけではない。例えば、Е.Ю. Рождественская は、ワーク・ライフ・バランスの分析に関する論文においてソ連期にこそワーク・ライフ・バランスがとられ得る環境が整っていたと指摘している³⁴⁾。

日本では、嶋田津矢子¹⁹⁾が Hulicka の研究を用いて、ソ連の家族政策の目標として女性解放があること、また女性が労働力として見なされる傾向があること、さらに人口問題解決と児童養育問題を指摘している。しかし、同論文が指摘した目標はソ連期のどの期間に当たっているのかがあいまいになっているという問題点がある。

現代の日本のジェンダー学と女性学に関わる研究において、ソ連の女性や家族の様々な問題が研究されている。例えば、子どもの問題³⁵⁾や農民家族の在り様の歴史上の変貌¹⁶⁾や当時のソ連の地域別の特徴を踏まえ婚姻、出生率と人口的な事情の研究など¹⁸⁾である。

そうした多くの研究の中でも特に河本和子はソ連期における家族と家族をめぐる多角な問題を研究している。河本和子は、ソ連の家族をめぐる法律や給付制度などについて徹底的に調べるのみならず、ジェンダー問題にも焦点を当てているからである³⁶⁻³⁸⁾。

そして、重要なのは河本和子³⁶⁾と関啓子³⁹⁾も家族とジェンダー問題をめぐる論点を進める中でソビエト政府による行われた反宗教活動を指摘している点である。

1917-1936 年代の社会状況を研究している W.Z. Goldman⁴⁰⁾は、家族をめぐる法律を研究の視野に入れ、ジェンダー問題も取り上げている。具体的に、家族死滅論・自由恋愛論や育児問題と再生産の管理や家族法がソビエト女性のウェルビーイングにどのような影響を与えたのか、などの問題である。ソビエト政府と教会との対立問題もしばしば触れている。

2. 反宗教活動に関する研究

反宗教活動はどのようなものだったのか、どの状況で展開されていたのかについて研究の論点を調べる必要がある。家族政策に入る女性解放をめぐる発想とその取り組みの展開の中で、革命家がどのような価値観と戦っていたのかを明確にしなければならない。

宗教帝政ロシアの教会下で定着していた価値観を確認したのは V.V. Форсова²⁵⁾である。この研究者は、ロシア正教を対象にし、家族内の男女関係のあり様が家父長の価値観によって再構築されると述べている。つまり、男性の権力と社会的位置が女性よりはるかに高かったということである。A.A. Федотов²⁶⁾はロシア史における教会制度の歴史と女性に対する関連を示している。

ソ連期の反宗教活動をめぐるロシアの研究の中では、特に A.A. Слезин⁴¹⁻⁴²⁾が大いに貢献している。この研究者の主たる対象はコムソモール活動である。

コムソモール(Komsomol)とは、公式的に「全連邦レーニン共産主義青年同盟」としていた組織である。ここで“Kom”は「共産主義」で、「so」は同盟で、「mol」は青年を指している。コムソモールは1918年10月に創立された組織である。

A.A. Слезин は、コムソモールが組織化した時、若い男女が新しい社会主義の価値観のために戦う意思に溢れていたことを示している。こうやってコムソモールという組織の枠組みの下で反宗教の内容の短い芝居を開催したり、一般人とミーティングを行ったり、宗教の祭りまたは宗教の習慣を公開的に否定したりしていた。A.A. Слезин の他に、若者と宗教の関連と対立に関する研究がある。それは A.B. Баланцев⁴³⁾、M.A. Лукин⁴⁴⁾と A.Э. Скоропад⁴⁵⁾である。

当時のジェンダー問題を論じる Ф.Н. Козлов⁴⁶⁾が、「女性部」を例に国家の反宗教活動と女性の役割を研究している。その活動に多くの若い女性が関わっていたことを評価しているが、プロパガンダ制度の短

期利害と長期利害の矛盾が存在していたことを指摘している。

上で触れた「女性部」(“the women’s department”)とは、1919年に共産党によって創立し、1930年に解体された組織である。「女性部」は読み書きができない女性を主たる対象とし、総合相談所としても機能していた。ロシアの研究者の Н. Лебина, П. Романов と Е. Ярская-Смирнова³³⁾は「女性部」の課題として以下の例を挙げる。ソビエト女性の経済的・社会的な自立、女性に関わっている労働や母性や売春などの問題を解決することである。

3. プロパガンダポスターに関する研究

J.D. Grossman⁴⁷⁾、B.R. Bociurkiw⁴⁸⁾と J.S. Curtiss⁴⁹⁾がプロパガンダと宗教政策の問題を取り上げている。国家と教会の複雑な関係には焦点が当てられているが、残念ながら、ジェンダー問題や家族問題はほぼ取り上げられていない。

法律のレベルのみならず、そもそも社会意識の変革はいかなる方法で施行されていたのか。その点に関して論文で何が書かれているのかは以下で論点を整理する必要がある。

上述した A.A. Слезин⁴¹⁻⁴²⁾は、コムソモールと若者の様々な運動の役割を強調している。W.Z. Goldman⁴⁰⁾、Н. Лебина, П. Романов, Е. Ярская-Смирнова³³⁾、Ф.Н. Козлов⁴⁶⁾は「女性部」を強調する。一方で、Т.Ю. Дашкова⁵⁰⁾、A.A. Днепровская⁵¹⁾は女性専用の新聞や雑誌において女性のビジュアルのイメージに特別な役割があることを指摘している。М.Ф. Николаева⁵²⁾と Е.Е. Лежень⁵³⁾は、ソ連のプロパガンダについて総合的に述べつつ、初期ソビエトのポスターの役割と影響が大きいと言及している。「1917-1920年代ポスターはプロレタリアートの重要な手段であった」と Е.Е. Лежень⁵³⁾は述べている。

その他に、ソビエトのプロパガンダの特徴に焦点を絞った Н. Numminen⁶⁴⁾の研究がある。Н. Numminen は、ソビエト政府が謳った表現・言葉とビジュアルイメージにあるプロパガンダを分析している。Е.Н. Черняева⁶⁰⁾の研究によると、ポスターはソビエトの市民とそのイメージの形成過程に大きく影響を与えた。なお、О.В. Рябов⁶¹⁾と Е.А. Федосов⁶²⁾はポスターと国民アイデンティティの問題を取り上げている。

このように、ポスターと国民アイデンティティやプ

ロパガンダの目的で用いたポスターの役割についての研究がいくつかある。しかし、家族政策に関連づけてビジュアル社会学のアプローチに立ち女性解放のためのポスターの役割を考察した研究は確認できていない¹³⁾。

4. 小括

先行研究レビューから以下のことが言える。

第一に、ジェンダー問題に焦点を当てない家族政策の研究では、初期ソビエトの女性解放と反宗教活動の特徴が詳しく分析されていない。それに対し、女性学やジェンダー研究の場合は、逆に家族政策の特徴の分析が十分ではない。

第二に、初期ソビエトの反宗教の活動とプロパガンダの活動の背景で女性解放を分析する研究は未だに少ない。

第三に、家族政策を考察するにあたり、ビジュアル社会学の方法の使用がまだ不足している。筆者は、ビジュアルイメージの一つであるポスターの分析を行うことで、当時のジェンダー問題と家族制度の変革の特徴がより明確に把握できると考えている。ロシアや日本の研究において女性部やコムソモールなどが重要視されている。ただし、1917-1936 年、女性解放のためのポスターの役割に関する研究がない。

このように、本稿では、反宗教活動の背景において、女性解放を目指した 1917-1936 年の初期ソビエト政府の家族政策と、社会意識を変革させるためのプロパガンダ活動の考察に焦点を当てる。換言すれば、帝政ロシアの家族を変革するための家族法の策定とポスターを通して共産主義の価値観を社会意識に意図的に伝播する活動を研究する。そのために、上述した家族政策方法とビジュアル社会学の方法を用いる。

IV 1917-1936 年の家族政策と反宗教活動の特徴

この章で家族政策の目的、外見、種類と手段などの概念を用いて 1917-1936 年の家族政策の特徴を考察する。

1. 家族政策の特徴について

まずは、当時の家族政策の目的に関して考える。

上述したように、所道彦によれば、家族政策には「家族のウェルビーイングに寄与する政策」と「国家の利

益に寄与する政策」という 2 つの方向性がある²²⁾。ジェンダーの側面から見て、ソビエト政府が家父長の原則に立った従来の家族形態を死滅させることで女性を経済的に自立させ、家事などの負担から解放する意図を社会主義型の「家族のウェルビーイングに寄与する政策」として理解することは可能であろう。確かに社会の個々人の生活の充実感、社会主義下の自立と平等な関係のパターンを一般化と標準化する試みがあった。

一方では、上述したように共産主義下の社会が実現するとしたら、家族制度や政府自体は死滅するという考え方が、革命直後にはあった。次節でより詳細に考察するが、ソビエト政府は政権を担うようになってから、教会が担当していた家族をめぐる手続きを法律で廃棄し、「家族死滅」に向けての一步を踏み出したと言える。そのため、家族をできるかぎり「公」にし、労働階級者（プロレタリアート）の独裁の環境においてソビエト家族のウェルビーイングが全社会のウェルビーイングとなるはずとされていた。従って社会のウェルビーイングとして捉えられるのは家族内というよりコミュン¹⁴⁾で生活するソビエト市民（個人）のウェルビーイングとなる。当時の社会・政治・経済などの状況を踏まえつつ論じると、家族政策の目的に関する点は非常に複雑なものとなる。しかし、国家の利害に寄与する目的の一つと言えるのは、勢力がある教会などの宗教制度の影響力を低減することであろう。

なお、家族政策の種類としての給付と規制の二つのタイプについて言えば、ここにもあいまいな点がある。ジェンダーの視点からみると、ソビエト政府は最初から女性に対して保護的な取り組みをしていた¹⁷⁾。多数の研究で指摘されるように、世界第一次戦争中に革命が起こり、戦時共産主義期がはじまり、政府は常に経済的な資源不足に直面していた。例えば、Н. Лебина, П. Романов, Е. Ярская-Смирноваによると、女性解放が実際に起こるために必要な資源不足問題が十分に考察されていないという課題があった³³⁾。そのため、ソビエト政府は特に 1920 年代は扶養料など多数の給付の担い手を男性の責任とした³⁶⁾。

規制として法的手段で、当時は 1936 年の法律まで家族政策が相対的に「自由主義」のものだった。なぜなら、殊に 1926 年以降公式的に結婚式と離婚にかかわる手続きが非常に簡単化し、個々人が自由に登録婚か事実婚かなどの選択肢を有していたためである。

家族をめぐる法律が直接に家族に影響を与えた

め、家族政策の外見は直接的なものとして位置づける。

本稿は女性解放を実現するための家族政策の手段として基本的に2つのものに絞る。その一つは家族をめぐる法律である。もう一つは、ビジュアルイメージを通して社会意識を変革する取り組みである。ただし、家族内で女性を解放する場合、教会との対立がやむをえないことだったと注意をしなければいけない。

次節で、法律の形成・展開と関連付けて、法律と反宗教活動の関係を考察する。

2. 家族をめぐる法律と反宗教活動

この節では法律の基盤を確認し、そのうえで、女性解放と反宗教活動の特徴を論じる。すなわち、1917-1936年の法律は家族制度に対しどのような影響を与えたのか、宗教に対しどのような態度がとられたのかを考察していく。

以下の表1は、日本^{36,54)}やロシア²⁹⁻³²⁾など⁶⁸⁾の研究を確認し作成したものである。その表は、家族について関連する法律を示し、組み立てられた政策の時期と内容といった政策概要を示している。当時ソ連の家族政策を表という形態をもって示す試みはこれまで日本とロシアの論文^{注15)}ではほとんど試みられていない。

表1 家族をめぐる法律の概要

段階	年月	政策
I 1917-1936	1917.12.18	「民事婚、子および身分登録簿の実施に関する」布告
	1917.12.19	「離婚に関する」布告
	1918年2月	「国家と教会の分離、学校と教会の分離に関する」布告
	1918.10.22	「身分登録法、婚姻法、家族法、後見法に関する法典」
	1918	「男女の同一労働同一賃金」最高会議幹部会令
	1918	「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の憲法」
	1920年	人工妊娠中絶の公式的な承認
	1924.01.31日	ソビエト社会主義共和国連邦憲法
	1926年	「婚姻、家族および後見に関する法典」
II 1936-1954	1936.06.27	「人工妊娠中絶禁止、妊婦への物質的援助の強化、多子家族への国家扶助の措置産院・託児所・幼稚園の拡張、扶養料不払いに対する刑事罰の強化に関する」中央執行委員会および人民委員会議決定
	1936	男女平等の実現を謳った新憲法（スターリン憲法）の策定
	1943	男女別の教育の学校改革

	1944.07.8	「妊婦・多子母・独身の母への国家扶助増加、母子の保護強化、名誉称号『母親英雄』設置、『母親栄誉』勲章ならびに『母親メダル』制定に関する」連邦最高会議幹部会令
	1947.02.15	「国際結婚の禁止に関する」最高会議幹部会令
III 1954-1991	1954	男女共同教育改革
	1955	人工妊娠中絶の解禁
	1965	離婚手続きが簡単化する
	1967	離婚後扶養手当の法律の改定
	1968	「家族と婚姻に関するソ連とその連合共和国の基本法」
	1969.07.30	「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の家族と婚姻の法典」
	1977	ソビエト社会主義共和国連邦憲法の策定
	1986.11.19	最低金額の扶養手当に関する最高会議幹部会令
	1991.12.26	ソ連解体

(出所) 筆者作成。

表1の区分は次のとおりである。本稿の対象である第1の段階(1917-36)はソ連における初期の社会主義下の「自由恋愛」であり「家族死滅論」ともされている。第2の段階(1936-54)は政策がより厳しくなり「家族強化」に当たっている。最後となる第3の段階(1954-91)は前の家族強化の性格を持ち続けたが、前の段階と異なり、それほど強く家族の個々人の自由を制限してはいなかった。

新しい社会主義の社会を構築すると同時に、女性を経済的に自立させ、生活の負担から解放するという課題があった。しかし、大きな妨げの要因となる宗教の勢力を弱めるために、ソビエト政府は1917年の革命以降積極的に法律を作成しはじめる。その展開は以下で述べる。

第一に、革命後1918-1921年の戦時共産主義の時に策定した法律である。革命の翌月(1917年12月18日と19日)にソビエト政府は結婚と離婚の手続きを身分登録機関に委託した。翌年は、布告の内容をより強調し合法化させるため、ソビエト政府は1918年10月に家族法を策定する。家族法は離婚の裁判所の手続きを設定した。また婚外子の父親を確定する権利を女性に与え、後見制度を導入した。さらに夫婦の住所選択や職業の選択などを可能にした。

日本、ロシア、そして欧米の研究においても、その布告と家族法の評価がなされている。河本和子はW. Goldmanによって「1917年の布告と1918年法で、離婚の自由と国家への婚姻登録が定められたのは、帝

政ロシア下で婚姻・離婚をその管轄下に置いていた宗教勢力に対抗するためであった」と述べている³⁶⁾。関啓子³⁹⁾は、1918年の家族法は圧倒的に反宗教的なものであったとして位置づけている。ロシアの研究者 M. Антокольская²⁹⁾と O.A. Хасбулатова³¹⁾の主張によっても当時の政権が激しい反宗教の活動を行っていたことが分かる。

T.A. Гурко⁵⁾と C.Г. Айвазова³⁾は1918年の憲法において法律上で男女平等を謳った国はソビエト国家が世界初だったと指摘している。

第二に、1917-18年の家族をめぐる法律に加え、政府が正式に国家と教会との分離を発表した。1918年のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の憲法は国家と教会との分離を謳い、同年の2月には「国家と教会の分離、学校と教会の分離に関する」布告も策定される。

また、1920年に人工妊娠中絶が正式に認められたことは、女性の生活様式の視点からすれば重要な取り組みだったことは否めない。すなわち、女性解放へ大きく貢献したものである。それと同時に、その承認は伝統的に中絶に反対の態度を取っている教会との対立関係をはっきりと示しているものである。

第三に、1922年以降の取り組みを見てみる。ソビエト社会主義共和国連邦が1922年に創立され、1924年初めての憲法が発布・施行された。しかし、後の1936年の憲法と異なり、1924年の憲法の家族に対する影響は相対的に小さかったことに注意しなければならない。

その一方では、1926年は家族に対する意義深い法律ができた。それは第1の段階の法律におけるヒエラルキーで頂点の位置を占めると言えるもので、「婚姻、家族および後見に関する法典」である。河本和子³⁶⁾と M. Антокольская²⁹⁾によると、その法典の主たる原則は次の家族法典の策定(1968年)まで通用していた。第一に、事実婚が合法化されたこと、第二に、結婚後共に蓄積した財産は夫婦の共有のものとして認めること、第三に、裁判離婚の廃止や1918年に廃止された養子縁組制度の復活などの取り組みがあり、それはその法律の特徴と位置づけられている。

反宗教の意図として理解できるのは、特に事実婚と登録婚の同様な位置付けである。1926年までロシア正教の勢力が弱まると考えられており、婚姻式それ自体を登録しなくてもいいと主張するソビエト討論者がいた。このように、1926年以降は結婚の締結の方法と家族の形態が固定化していた帝政ロシアと異

なり、新しい社会主義の社会における家族が死滅せず存在するとしても多種多様なものが正式に容認されるようになった。

この段階は複数の家族制度に関わる法律と布告を発布することでソビエト政府は社会分野において自らの勢力と政権を合法化すると同時に、別の課題を設定し社会的な問題を解決しようとしていた。家族制度を変革し女性を解放させる課題が重要なものだった。そのために社会における宗教の勢力を低減するという課題もあった。

しかしながら、法律の基盤だけを整えるだけではそうした課題の達成には不十分であったと筆者は考えている。社会意識が変革しないかぎり社会の変革は実現されにくい。そのために、コムソモールや「女性部」などの手段もあれば、識字率が非常に低かったソビエトロシアにおいてポスターという手段もあった。プロパガンダポスターに関しては次章で述べる。

V 社会意識変革のためのプロパガンダポスターの分析

ここでビジュアルイメージの例として1920年(図1)、1925年(図2)と1930年(図3)の3枚のポスターを挙げ、考察を進める。

以下の3枚に絞った理由は、この3枚が第一に、3つの大都市で印刷された。それはモスクワ市、レニングラード市¹⁶⁾とエカテリンブルグ市である。第二に、その印刷枚数が15,000枚以上であった。すなわち、3つの大都市が異なる地域に存在することは、ポスターを利用したプロパガンダの地理的な規模をも示す。同様に、枚数の量もプロパガンダの規模を裏付けている。

さらに1917-1936年代のポスターはテーマが様々なもの¹⁷⁾だったが、直接か間接か反宗教を反映するものが多い。この3枚はいずれも反宗教の内容を持つ。上述した理由を踏まえ、以下の3枚のポスターを選抜し、ソビエト政府が社会主義の価値観のプロパガンダの一つの手段としていかなるポスターを作成し、何を伝播していたのかを示し分析する。方法については前述したビジュアル社会学の方法を使用する。

まずは、以下の図1のЛ.В. Саянскийの作品を検討する。そのポスターの15,000枚がエカテリンブルグ市で出版されたものである。

図1 Саянский Л. В.『ソビエト秩序は、ある人にとっては母親であるが... ある人にとっては残酷な継母だ!』(1920)



(出所): URL

<http://redavantgarde.com/collection/show-collection/1789-for-some-soviet-government-is-a-dear-mother-for-others---evil-stepmother-.html/> (2015. 02. 10 閲覧)

このポスターが示しているのは、一般的な女性は、帝政ロシアの秩序と新しいソビエト秩序に対していかなる態度を取るべきか、ということである。主人公が年齢的に若い女性のため、ポスターの主たる対象は女性と考えてもいい。そして、彼女の頭に赤いヘッドスカーフが被られていることは、コムソモールの構成員であることを示唆している。

その女性は左の画像においてソビエト社会を歓迎していることが分かる。作成者はコメントとして「ソビエト秩序が、ある人にとっては母親であるが..」と書いた。また、人々が自由に話し合っているのは、ソビエト市民の自立と自由を示唆していることであろう。それに対し、右の画像で女性は大きな箒で司祭などを追い払っている。コメントも「ある人にとっては残酷な継母だ!」とされている。

すなわち、ソビエト政府 (Creator) は特定の内容 (Spectrum) のポスターを作成し、壁や塀や電車に貼ってあるポスターを見ていた一般の人々 (Spectator) がソビエト価値観を歓迎し、帝政ロシアの宗教の価値観を批判すべき、というメッセージを社会意識に伝播していたことが明らかである。

図2のポスターはモスクワ市、そしてレニングラード市で30,000枚作成されたものである。なお、ポスターの作者は不明である。

この図2のイメージは、宗教の影響を受けやすい対象は女性であると想定していることが分かる。上部で女性の周りに司祭が輪になって踊る様子が描かれ

る。

左部は、女性が神に対するのと同様に夫に従うべきと書かれている。すなわち、ソビエト政府は帝政ロシア期の家父長型家族のヒエラルキーと、家族における女性の従属位置を批判していることが読み取れる。

右部については貧しそうな人々が大柄な司祭へ寄付金提供する習慣を描いている。下部は中心にあるキリスト教をはじめムスリム教などの教会のシルエットが奇形なモンスターのように描かれる。そして、その前で女性がたくさん集まっており、宗教に抑圧されているような姿が描かれている。

ポスターの作者は以上のような宗教と女性の関わりを描き人々に問題提起をする。こうしたイメージをポスターとすることによって、教会とそれに関わっている司祭を社会制度の悪習のシンボルとして位置づけていたことが分かる。ソビエト政府は新しい価値観をより幅広く伝播しようとしたのである。

図2 作者不明、『宗教と女性』(1925)



(出所): URL

<http://old.redavantgarde.com/ru/shop/goods-1926.html> (2015. 02. 10 閲覧)

次は、1930年にА. Магидсонによって作成されたポスターであり、モスクワ市で15,000枚出版されたものである。

図3 Магидсон А.,『識字率向上のための闘争は社会主義のための闘争だ』(1930)



(出所) : URL

<http://redavantgarde.com/collection/show-collection/1759-a-fight-for-literacy---a-fight-for-socialism-.html> (2015. 02. 10 閲覧)

このイメージで Spectrum として男女がともに描かれている。男性の方は本を抱えアルコール依存症否定の象徴として瓶を踏み潰している。一方の女性は新聞を持ち、宗教との乖離を示すようにイコンを踏んでいる。『識字率向上のための闘争は社会主義のための闘争だ』と題されるように、二人とも本と新聞を持っていることは、1930年のソビエト国民の識字率がまだ不十分なレベルだったことを指している。また、二人とも赤い階段を降りているのは社会主義の原則に沿っていけば、新しく平等な社会とそれにとまなう明るい未来があるということを示唆する。男性の表情は分かりづらいが、女性の方は喜んでおり、肯定的にソビエト社会の秩序を受け取っているようである。

そして、男女とも無色彩で描かれているのは、間接的に社会と経済的なジェンダー平等の発想を意味していると解釈できる。主たる Spectator になるはずなのは、農民の女性・男性と筆者は考えている。なぜなら、当時の社会と経済的な状況を踏まえておくと、1928年から最初の5カ年計画が始まった。工場化を皮切りに極化した都市化も一層拡大するようになった。読み書きがまだ困難な農村の女性がモスクワ市をはじめとする大都市へ、工場で働くために引っ越し選択は正しいと、このポスターは語っている。

このように、1917-1936年の期間においてソビエト政府は Creator の機能を果たし、読み書きに問題があ

る女性(Spectator)のために女性解放と反宗教の内容(Spectrum)を示しているポスターを多数作成し、モスクワ市とレニングラード市などにおいて普及していた。

以上の考察を通して女性の文化的・経済的な解放と同時に社会意識を変革すべく平等という新しい社会主義の価値観を導入し確定する意図があったことを確認できた。

VI 結論

考察の結果として以下のことを述べる。

筆者は、1917-1936年の期間はロシア家族政策の歴史において特異な時期であると評価する。当時存在していた「家族死滅論」や「自由恋愛」は従来の帝政ロシアの家族の破壊を目指した革命家の思想である。家父長制や女性の二重負担、売春などの問題を解決するために、革命後のソビエト政府は積極的に取り組んでいた。帝政ロシアの秩序さえ変われば、女性をめぐる問題はなくなると革命家たちは考えていた。

しかし、革命前のロシアの家族とジェンダー役割分担に関する思想は大いに宗教的な価値観によって影響され規制された。女性を解放させるために、宗教との対立がやむを得ないこととなった。したがって、ソビエト政府にとって制度の変革だけでなく、宗教的な価値観を含まない社会主義思想の幅広い導入も非常に重要な課題だった。

ソビエト政府は制度の変革をするために、1917年の布告と1918年の家族法などを策定した。それは女性の生活の在り様を改善するために、家事の負担などから女性を解放する意図があったことを裏付ける。

それと同時に、反宗教の意図を裏付ける取り組みとして、結婚式などの手続きは教会の元で行うものではなく、政府が設立した民事登録局で行うようになった。このような制度の変革にとどまらず、社会意識をも変革する必要があった。そのため、ソビエト政府はプロパガンダの一つのツールとしてポスターを利用した。

ポスターに描かれる女性のイメージについて言えば、これはおそらくコムソモールの構成員で変化に柔軟な若者である。ポスターからは多くの若い女性がより積極的に新しい社会主義の社会の構築の過程に参画しなければいけないとの呼びかけが窺える。

その一方で、ポスターの女性のイメージと教会やイコンなどのイメージとが一緒に描かれたことにつ

いては、女性が宗教的影響を受けやすい対象であると革命家が考えていたことが窺える。女性が宗教と闘うポスターは多数印刷され展示された。

このように、1917-1936年の家族政策の特徴は、ソビエト政府が制度を変革すべく反宗教の法律を發布し策定していたことである。さらにそのためにビジュアルなイメージをプロパガンダの目的で利用していたことである。その取り組みは、家族制度を大きく変革させ、女性解放のために多大な貢献をしたと筆者は評価している。もちろん、当時の家族政策には多くの問題点があった³⁶⁻³⁷⁾。しかし、女性解放を目指した自由主義の家族政策として位置づける研究¹⁻²⁾の評価もいくつかある。

筆者は、1917-1936年のソビエト政府を家族政策の主たるアクターとして位置付け、女性解放のために帝政ロシアの法律制度と社会意識を変革した試みを考察してきた。とりわけ今後も、革命後の取り組みのビジュアル社会学のアプローチによっていっそう詳細に分析を行う必要があると考える。それによって反宗教活動と家族政策が一般の人の生活にいかなる影響を与えたのかを明らかにし考察することが可能になるであろう。筆者は、これを今後の研究課題とする。

注

注 1) Ж. Чернова(2013)は家族政策を広義と狭義に分ける。後者の場合、家族政策は社会政策の一部である。それに対して、広義の場合は、社会政策と同様に大きく理解されると指摘する。

注 2) М. Рабжаева は第 2 の段階を 1930 初頭以降と設定する。М. Антокольская は 1917-1926, 1926-1969, 1969-1995 と分かつ。また、研究の焦点次第で段階の分別のやり方とその詳細さの度合いが多少異なることもある。例えば、本稿で提案する第 1 の段階を村知稔三が細かく 3 つの段階 (1917-1921, 1921-1924, 1924-1928) に分ける。家族の社会学の歴史的な展開を説明する Г. Соколова は 1920 年初頭以降で 50 年代まで、そして 50 年代半ばから現代までと指摘している (Антонов А.: 2007, 123)。

注 3) 河本和子(2012, 191)が家族死滅論として表記している。嶋田津矢子と森下敏男は「家族消滅論」の概念を使用している。後者の森下敏男は「家族消滅論」を分析し、家族「破壊」や私有廃止に伴う家族「死滅」などの論点を 5 つのグループに分け整理した。塩川伸明 (1994, 226)と村知俊三 (2005, 32)が「家族関係の解体」か「家族の解体」の概念の表記を使用している。

注 4) 例えば、男女間の関係において経済的で合理的な意図が絡まない「自由恋愛」の原則を謳った А. Коллонтай と И. Арманд の発想である。日本で、例えば森下(1981)がそれに関して研究する。

注 5) ロシア正教が定着したのは 990 年とされている。

注 6) 例えば、「女性の文化の革命」に関して述べていた Соловьев Н.Я.: Семья в советском обществе, М.: Госполитиздат (1962)を参考されたい。

注 7) 正式に「家族政策」概念が 1990 年代の半ばごろ導入された。しかし、家族政策論でソ連期における家族に対する取り組みや法律などを家族政策として位置づける研究がある。例えば、Ж. Чернова (2012)や М. Рабжаева (2004)などである。

注 8) より詳しくは所道彦の 2012 年の『福祉国家と家族政策—イギリスの子育て支援策の展開』を参考されたい。

注 9) ただし、Ж. Чернова はその前の文において家族のウェルビーイングの目的の達成のための家族政策のアクターとして、家族と政府と市場を言及している。また、政府の影響の度合いが国家によって違うもので直接に規制・干渉する種類もあれば、そうではない種類もあると指摘している。

注 10) 欧米には H.S. Becker (2010), D. Harper (1988), J. Wagner (2002) の研究がある。ロシアでは О.В. Сергеева(2008), М.В. Семина, А.О. Ганжа (2008), Н.Ю. Захарова (2008)などの研究である。日本では後藤範章(2012), 松尾浩一郎(2004)などである。

注 11) <http://old.redavantgarde.com> を参考されたい。

注 12) 例えば、Русский революционный плакат. Из коллекции Серго Григоряна, Контакт культура (2013); Морозов А. Советский политический плакат. Библиографический указатель, Агит-Окна, Окна ТАСС, 1941-1945. Контакт-культура (2013)などである。

注 13) しかし、欧米の研究者の S. White (1988,104,108) が少しかだけソビエトポスターに反映する女性解放問題に触れている。

注 14) コミューンとはコミュニズム (共産主義) から出た言葉である。換言すれば、共産主義の社会が実現すれば、家族と政府制度が死滅し、ソビエト人が生活共同体で生活をする発想である。

注 15) ただし、日本の研究には福島 (1970, 4) が簡単な表を載せている。

注 16) 現代ロシアのサンクト・ペテルブルグ市はソ連期において「レーニン」という匿名に基づいた「レニングラード」市の名前だった。

注 17) 例えば、男女を問わず赤軍の見方として内戦に積極的に参加するモチーフ、アルコールの無闇の消費と売春といった社会問題と戦闘するモチーフなどが挙げられる。

参考文献

- 1) Чернова Ж.В.: *Семья как политический вопрос: государственный проект и практики приватности*. СПб.: Издательство Европейского университета в Санкт-Петербурге (2013).
- 2) Чернова Ж. В., Зеликова Ю.А.: Патернализм современной российской семейной политики: позиции государства и ожидания граждан, *Человек. Сообщество. Управление.*, Краснодар: 4, 96-110 (2012).
- 3) Айвазова С.Г.: Свобода и равенство советских женщин, *Русские женщины в лабиринте равноправия (Очерки политической теории и истории. Документальные материалы)*, М.: РИК Русанова, 66-99 (1998).
- 4) Чуйкина С.: «Быт неотделим от политики»: официальные и неофициальные нормы половой морали в советском обществе 1930-1980-х годов, *В поисках сексуальности*, СПб., 99-128 (2002).
- 5) Гурко Т.А.: Гендерная социология, *Социология в России*, М., 169-195 (1996).
- 6) Воронина О.А.: Женщина в «мужском» обществе, *Социологические исследования*, 2, 43-50 (1998).
- 7) Воронина О.А.: Женщина и социализм: опыт феминистского анализа, *Феминизм: Восток. Запад. Россия.*, М.: Наука, 205-225 (1993).
- 8) Антонов А.И.: *Социология семьи*, М.: МГУ (2007).
- 9) Вишневский А.Г.: *Эволюция семьи и семейная политика в СССР*, М.: Наука (1992).
- 10) Гавров С.Н.: *Историческое изменение институтов семьи и брака*, М.: МГУДТ (2009).
- 11) Гавров С.Н., Бим-Бад Б.: Модернизация института семьи: социологический, экономический и антрополого-педагогический анализ, М.: Новый хронограф (2010).
- 12) Харчев А.Г.: *Брак и семья в СССР*, М.: «Мысль» (1979).
- 13) Харчев А.Г.: Социалистическая революция и семья, *Социологические исследования*, 6, 90-95 (1994).
- 14) Рабжаева М.В.: Семейная политика в России в XX в.: историко-социальный аспект, *Общественные науки и современность*, 2, 166-176 (2004).
- 15) 村知稔三: 1910年代末のロシアにおける乳幼児をめぐる状態と保育政策・保育施設の動向（上）—内戦下の乳児死亡率の上昇と保育施設の増加, 長崎大学教育学部紀要, 69, 27-41 (2005).
- 16) 松井憲明: ソ連時代の農民家族—変化と伝統—, ロシア史研究, 74, 21-29 (2004).
- 17) 森下敏男: 初期ソビエトにおける家族消滅論と自由恋愛論, ソ連・東欧学会年報, 10, 90-101 (1981).
- 18) 塩川伸明: 旧ソ連の家族と社会, スラブの社会 講座スラブの世界, 4, 225-251 (1994).
- 19) 嶋田津矢子: ソ連における家族問題—家族消滅論と家族強化論, 関西学院大学社会学部紀要, 27, 89-100 (1973).
- 20) 瀬地山角: 『東アジアの家父長制 ジェンダーの比較社会学』, 勁草書房 (1996).
- 21) 山室周平, 姫岡勤: 『現代家族の社会学—成果と課題』, 培風館 (1970).
- 22) 所道彦: 『福祉国家と家族政策—イギリスの子育て支援策の展開』, 法律文化社 (2012).
- 23) 副田義也, 樽川典子: 『現代家族と家族政策』, ミネルヴァ書房 (2000).
- 24) Носкова А.В.: Семейная политика в Европе: эволюция моделей, дискурсов, практик, *Социс*, 5, 56-67 (2014).
- 25) Форсова В.В.: Православные семейные ценности, *Социологические исследования*, 1, 64-72 (1997).
- 26) Федотов А.А.: Расширение сферы деятельности женщин в Русской Православной Церкви в XX-начале XXI в., *Женщина в российском обществе*, 2, 93-99 (2011).
- 27) Миронов Б.Н.: Развитие грамотности в России и СССР за тысячу лет. X–XX вв. *Studia Humanistica, Исследования по истории и филологии*, СПб.: БЛИЦ (1996).
- 28) Барт Р.: *Camera lucida. Комментарий к фотографии*. М.: Ad Marginem (1997).
- 29) Антокольская М.В.: *Семейное право*, М.: Юрист

- (2002).
- 30) Фархтдинов Я.Ф., Камалдинов Р.Р.: Этапы развития семейного права в России, *Вестник ТИСБИ*, Казань, 4, 138-148 (2000).
 - 31) Хасбулатова О.А.: Эволюция российской государственной политики в сфере занятости женщин (1900-1998 гг.), *Экономическая история России: проблемы, поиски, решения*, Волгоград, 1, 194-203 (1999).
 - 32) Хасбулатова О.А., Смирнова А.В.: Эволюция государственной политики в отношении семьи в России в XX – начале XXI века (историко-социологический анализ), *Женщина в российском обществе*, 3, 3-14 (2008).
 - 33) Лебина Н., Романов П., Ярская-Смирнова Е.: Забота и контроль: социальная политика в советской действительности, 1917-1930-е годы, *Советская социальная политика 1920-1930-х годов: идеология и поведенность*, М., 21-67 (2007).
 - 34) Рождественская Е.Ю.: Возможности концепции баланса жизни и труда на фоне изменений биографического тайминга, *Журнал исследований социальной политики*, Т. 9(4), 439-454 (2011).
 - 35) 関啓子: 女性の自立と子育て, ロシア聖とカオス:文化・歴史論叢, 381-408 (1995).
 - 36) 河本和子: 『ソ連の民主主義と家族: 連邦家族基本法制程過程 1948-1968』, 有信堂 (2012).
 - 37) 河本和子: 家族と法—ソ連における立法を通して, ユーラシア世界 4 公共圏と親密圏, 189-216 (2012).
 - 38) 河本和子: ジェンダーと政治秩序—ソ連からロシアへ, 日本国際政治学会編『国際政治』「国際政治研究の先端 5」, 152, 19-35 (2008).
 - 39) 関啓子: ジェンダーと社会主義, ジェンダーから世界を読む, 66-95 (1998).
 - 40) Goldman W.Z.: *Women, the State and Revolution: Soviet Family Policy and Social Life 1917-36*, Cambridge University Press, (1993).
 - 41) Слезин А.А.: За «новую веру»: Государственная политика в отношении религии и политический контроль среди молодежи РСФСР (1918-1929 гг.), *Успехи современного естествознания*, 9, 25 (2010).
 - 42) Слезин А.А.: Антирелигиозные праздники 1920-х гг., *Вопросы истории*, 12, 82-91 (2010).
 - 43) Баланцев А.В., Слезин А.А.: Антирелигиозная деятельность раннего комсомола как фактор формирования общественных настроений российской провинции, *Альманах современной науки и образования*, 10 (65), 30-33 (2012).
 - 44) Лукин М.А.: Советская молодежь как субъект и объект политического контроля: современная историография проблемы, *Исторические, философские, политические и юридические науки, культурология и искусствоведение. Вопросы теории и практики*, 10, 99-103 (2011).
 - 45) Скоропад А.Э.: Антирелигиозная деятельность комсомола как звено советской системы политического контроля (1918-1929 гг.), *Проблемы политики и общества*, 8, 112-131 (2014).
 - 46) Козлов Ф.Н.: «Женский вопрос» как элемент социальной политики советского государства в 1920-е—первой половине 1930-х годов (в контексте государственно-церковных отношений в национальных регионах среднего Поволжья), *Вестник Чувашского университета*, 4, 29-36 (2013).
 - 47) Grossman J.D.: Leadership of Antireligious Propaganda in the Soviet Union, *Studies in Soviet Thoughts*, 12 (3), 213-230 (1972).
 - 48) Bociurkiw B.R.: The Formulation of Religious Policy in the Soviet Union, *Journal of Church and State*, 423-238 (1986).
 - 49) Curtiss J.S.: *The Russian Church and the Soviet State 1917-1950*, Little, Brown and Company, (1953).
 - 50) Дашкова Т.Ю.: Идеология в лицах: формирование визуального канона в советских женских журналах 1920-1930-х годов, *Культура и*

- власть в условиях коммуникативной революции XX века. Форум немецких и российских культурологов*, М.: “АИРО-XX”, 103-128 (2002).
- 51) Днепровская А.А.: Образ советской труженицы в первое послевоенное десятилетие (по материалам специальных женских изданий), *Вестник Омского университета*, 1, 91-98 (2011).
- 52) Николаева М.Ф.: Советское плакатное искусство как материал для культурологического исследования, *Ярославский педагогический вестник*, 1, Т.1, 323-326 (2012).
- 53) Лежень Е.Е.: Плакат как средство политической агитации в 1917-1930-е годы, *Вестник Саратовского государственного социально-экономического университета*, 3, 122-124 (2013).
- 54) 福島正夫:『最近の社会主義国婚姻法—ソ連および東欧諸国』,「家」制度研究会 (1970).
- 55) 後藤範章:『ビジュアル調査法と社会学的想像力 社会風景をありありと描写する』, ミネルヴァ書房 (2012).
- 56) 松尾浩一郎:『見る社会調査』の源流 フォトジャーナリズムと都市社会調査, 日本都市社会学会年報 22, 121-136 (2004).
- 57) Семина М.В., Ганжа А.О.: Визуальная социология и развитие социологического воображения, *Журнал социологии и социальной антропологии*, 11 (2), 153-167 (2008).
- 58) Сергеева О.В.: Исследовательское поле визуальной социологии, *Журнал социологии и социальной антропологии*, 11 (1), 136-146 (2008).
- 59) Захарова Н.Ю.: Визуальная социология: фотография как объект социологического анализа, *Журнал социологии и социальной антропологии*, 11 (1), 147-161 (2008).
- 60) Черняева Е.Н.: Формирование идеального образа советского человека в практиках художественной культуры 1920-х годов, *Вестник КемГУКИ*, 26, 163-170 (2014).
- 61) Рябов О.В.: «Россия-Матушка»: история визуализации, *Национальная идентичность России и демографический кризис*, 753-756 (2007).
- 62) Федосов Е.А.: Особенности визуализации национальной идентичности в советском плакате 1920-1970-х гг., *Вопросы истории, международных отношений и документоведения*, 10 (2), 256-262 (2014).
- 63) White S.: *The Bolshevik Poster*, Yale University Press (1988).
- 64) Numminen H.: *Советский плакат как средство массового воздействия – анализ языка плакатов*, Kevät, 83 (2008).
- 65) Harper D.: Visual Sociology: Expanding Sociological Vision, *The American Sociologist*, 54-70 (1988).
- 66) Wagner J.: Contrasting images, complementary trajectories: sociology, visual sociology and visual research. *Visual Studies*, 17 (2), 160-171 (2002).
- 67) Becker H.S.: Visual sociology, documentary photography, and photojournalism: It's (almost) all a matter of context, *Visual Studies*, 10 (1), 5-14 (2010).
- 68) Ferdinand J., Feldbrugge M. (ed.): *Encyclopedia of Soviet Law*, 309-311 (1985).
- 69) Belland S.G., Offen K.M.: *Women, the Family and Freedom: 1880-1950*. Stanford University (1983).

1917-1936 年のソビエトの家族政策と反宗教活動 —女性解放とプロパガンダポスターについての分析—

ミルチャ アントン

要旨: 本研究の目的はソビエト期の 1917-1936 年の家族政策に焦点を当てることで、反宗教活動を背景として策定された法律や布告の特徴を考察することである。そのうえで、ビジュアルイメージを通して社会意識をどのように変革する試みがあったのかを明らかにしつつ分析することである。

革命後の家族政策は家父長制に基づいた社会秩序の変革に重要な役割を果たしていた。家族をめぐる法律を分析した結果、政策のアクターであるソビエト政府の目的に、女性の文化的・経済的な社会位置を向上する試みがあった。一方で政府はまた、女性を解放させる法律と布告を發布することで、教会の勢力を弱めようとした。

そしてソビエト政府には、女性の解放を目指すと同時に労働階級の男女の自由と平等といった新しい共産主義の価値観を社会意に導入し確定する意図があった。その意図は、ビジュアル社会学の方法を用い、当時のポスターの分析を行うことで確認できた。